

# 社会福祉法人ブローニュの森 特定処遇改善費の見える化について

福祉職員のさらなる処遇改善を図るため、令和元年10月の消費税引き上げに伴う報酬改定において「福祉・介護職員等特定処遇加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

1. 現行の処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)を取得していること。
2. 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境要件について「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること。
3. 福祉・介護職員処遇改善に基づく取り組みについて、ホームページの掲載等を通じた見える化を行っていること。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み(賃金以外)について下記に掲示いたします。

### 1. 資質の向上

- ① 働きながら国家資格(精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等)を目指す職員には研修や実習等を受けやすいように勤務上の配慮を行うとともに試験料、旅費について一部負担をいたします。
- ② 有資格者においては各職能団体への加入を推奨しており、会費の一部を法人で負担しております。
- ③ 職員の資質の向上に向け、外部研修や内部研修を計画的に実施するとともに、事例検討会を開催しスーパービジョンが受けられる機会を設けております。

### 2. 労働環境・処遇の改善

- ① 年次有給休暇の取得を推進し、年間2日分を限度とし1時間単位の取得を可能としております。また、育児休業や看護・介護休暇が取りやすいような職場環境づくりを目指しております。
- ② 職場内のコミュニケーションの円滑化を目指し、月1回の全体のミーティングやエリア(佐野市・足利市・栃木市)単位のミーティングの他に、各事業所内でのミーティングも定期的を開催しております。また、職員交流を目指し委員会制度を創設し、顔の見える関係づくりを目指しております。
- ③ 事故・トラブル等が起こった場合の対応マニュアルを作成し、その都度見直しを行っております。

### 3. その他

- ① 非常勤職員から正規職員への転換を推奨しております。
- ② 地域を対象としたイベント「ブローニュの森まつり」を毎年開催し、積極的に各団体や地域住民の方と交流する機会を大切にしております。